

# 「障害のある人もない人も 共に暮らしやすい千葉県づくり条例」

平成 30 年度 広域専門指導員等活動報告書(案)

千 葉 県



## はじめに

障害のある人に対する差別をなくすとともに理解を広げ、誰もが暮らしやすい社会をつくることを目的とした「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（以下「条例」という。）」が、全国に先駆けて平成19年7月に施行されてから、令和元年7月に13年目を迎えました。この間、障害者自立支援法（総合支援法）、障害者虐待防止法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」という。）の施行や、「差別の禁止」の基本原則を新たに規定した障害者基本法の改正、「地域共生社会」の実現に向けた社会福祉法改正等、法体系が整備されつつあります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催まで1年を切り、8競技が開催される本県では、障害者スポーツや文化・芸術活動の振興など、障害のある人への取組をより一層推進しているところです。

このような中で、障害のある人が、その人らしく、地域で暮らすことのできる社会の実現のため、広域専門指導員等は条例による事例の蓄積や経験を活かし、市町村と協力し合い、障害のある人への理解を広げ差別をなくす取組を実施しております。

この報告書は、条例に基づく「個別事案解決の仕組み」に当たる広域専門指導員等の平成30年度の活動実績をまとめました。数値だけではなく、具体的な事例を示し、どのような調整活動を行ったのか概説しています。

令和元年11月8日

# 目 次

## はじめに

I 「個別事案を解決する仕組み」の実施体制	1
1 相談体制	1
2 相談活動の流れ	3
II 相談活動の実績	4
1 相談分野別取扱件数	4
2 千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数	5
3 相談分野と障害種別との関係	6
(1) 相談分野からみた相談状況	6
(2) 障害種別からみた相談状況	6
4 相談分野と性別・年代別との関係	7
5 障害保健福祉圏域別取扱件数	8
6 相談者別取扱件数	9
7 相談方法別取扱件数	9
8 相談経路別取扱件数	10
9 地域相談員や他機関との連携状況	10
10 相談態様別活動状況	12
III 相談事例からみた相談活動の状況	13
1 船橋・習志野・市川・松戸・柏・野田圏域における相談事例	13
2 印旛・香取・海匝・山武・長生圏域における相談事例	16
3 千葉・夷隅・安房・君津・市原圏域における相談事例	18
4 障害のある人に関するマーク・標識に関する相談事例	20

<b>IV その他の活動状況</b>	<b>22</b>
1 広域専門指導員等連絡調整会議の開催	22
2 障害のある人も共に暮らしやすい千葉県づくり のための周知活動	24
<b>V 今後の課題</b>	<b>26</b>
1 障害のある人が、その人らしく、地域で暮らすことのできる 社会の実現	26
2 東京2020パラリンピック競技大会を契機とした 障害のある人の理解促進	26
<b>VI 年度別相談受付状況</b>	<b>27</b>
1 相談分野別取扱件数	27
2 障害種別取扱件数	28
3 障害保健福祉圏域別取扱件数	29
<b>参考資料</b>	
障害のある人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	30
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	40
障害者の雇用の促進等に関する法律（抜粋）	47

# I 「個別事案を解決する仕組み」の実施体制

## 1 相談体制

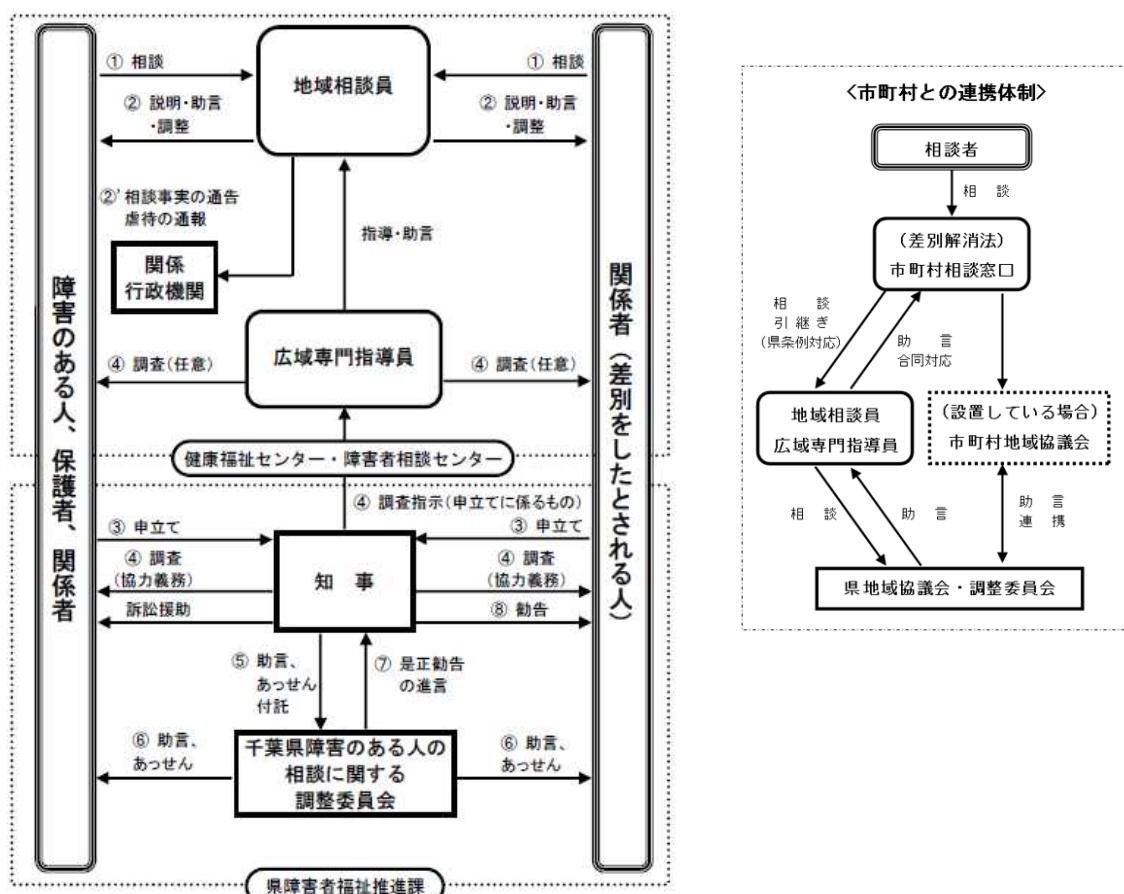
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下「障害者条例」という)における個別事案を解決する仕組みは、身近な相談役として委嘱した県内の約560人の地域相談員と、相談活動を総括する16人の広域専門指導員の地域に密着した相談活動及び、知事の附属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」(以下「調整委員会」という)による助言・あっせんとの重層的な仕組みとなっている。(図1)

また、平成30年度は県障害者福祉推進課共生社会推進室の職員が、各地域の相談活動のバックアップや、「調整委員会」の事務局としての事務を所掌し、県民からの相談は、広域専門指導員の配置機関と県障害者福祉推進課共生社会推進室に専用相談電話を設置して受け付けたほか、FAXや電子メールによる受付も行った。

さらに、差別解消法により設置された市町村の相談窓口の求めに応じて助言等を実施するほか、事案に応じ適宜連携を図り対応した。

なお、相談の受付時間は、休日・年末年始を除き、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとしている。

図1 個別事案解決の仕組み



(1) 圏域別地域相談員委嘱状況 (平成31年3月1日現在)

圏域	人 数	圏域	人 数	圏域	人 数
千葉	72	野田	16	夷隅	19
船橋	24	印旛	68	安房	34
習志野	34	香取	25	君津	35
市川	35	海匝	35	市原	30
松戸	36	山武	36		
柏	36	長生	26	合計	561

(2) 広域専門指導員の配置状況 (平成31年3月31日現在)

圏域	配置機関	圏域内市町村
千葉	中央障害者相談センター	千葉市
船橋	中央障害者相談センター 船橋分室	船橋市
習志野	習志野健康福祉センター	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川	市川健康福祉センター	市川市、浦安市
松戸	松戸健康福祉センター	松戸市、流山市
柏	東葛飾障害者相談センター	柏市、我孫子市(※)
野田	野田健康福祉センター	野田市
印旛	印旛健康福祉センター	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取	香取健康福祉センター	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝	海匝健康福祉センター	銚子市、旭市、匝瑳市
山武	山武健康福祉センター	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町
長生	長生健康福祉センター	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
夷隅	夷隅健康福祉センター	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房	安房健康福祉センター	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津	君津健康福祉センター	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	市原健康福祉センター	市原市

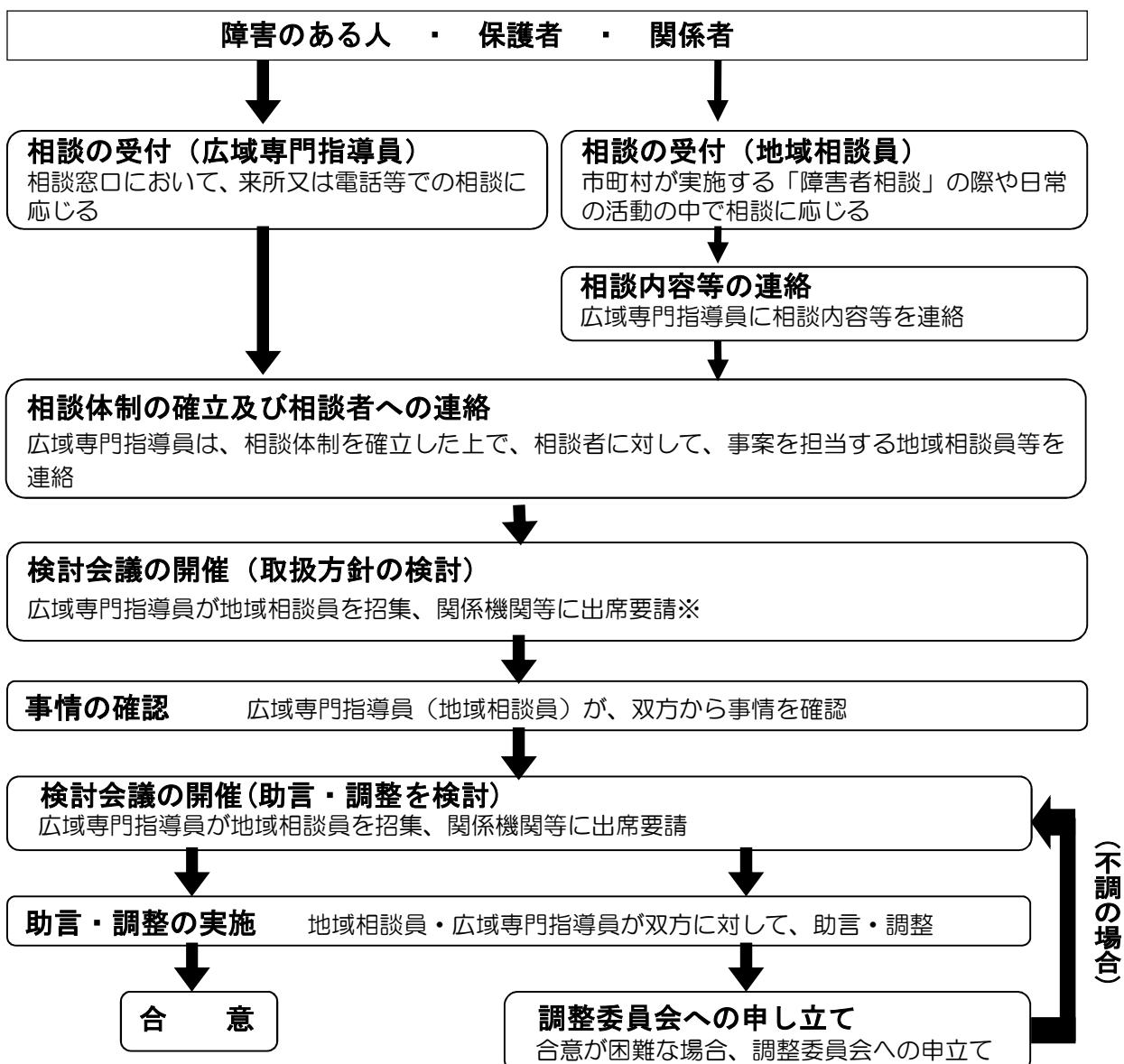
※ 柏圏域の相談窓口である東葛飾障害者相談センターは、我孫子市内にあるため、相談者の利便性から、我孫子市内の相談は柏圏域の相談窓口で受け付けることとしている。

## 2 相談活動の流れ

地域相談員及び広域専門指導員は、図2に示すとおり、「相談の受付」、「相談体制の確立及び相談者への連絡」、「検討会議の開催（取扱方針の検討）」、「事情の確認」、「検討会議の開催（助言・調整を検討）」、「助言・調整の実施」、「合意（相談活動の終結）」の流れに従い活動している。

なお、円滑な相談活動を確保するために、圏域内で受け付けたすべての相談事案は、一旦、広域専門指導員のもとに集約し、優先度や緊急度を個別に判断しながら相談活動を実施している。

図2 相談活動の流れ

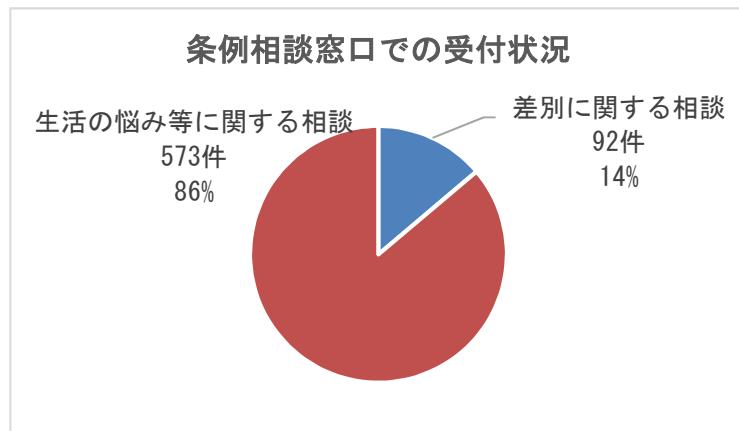


## II 相談活動の実績

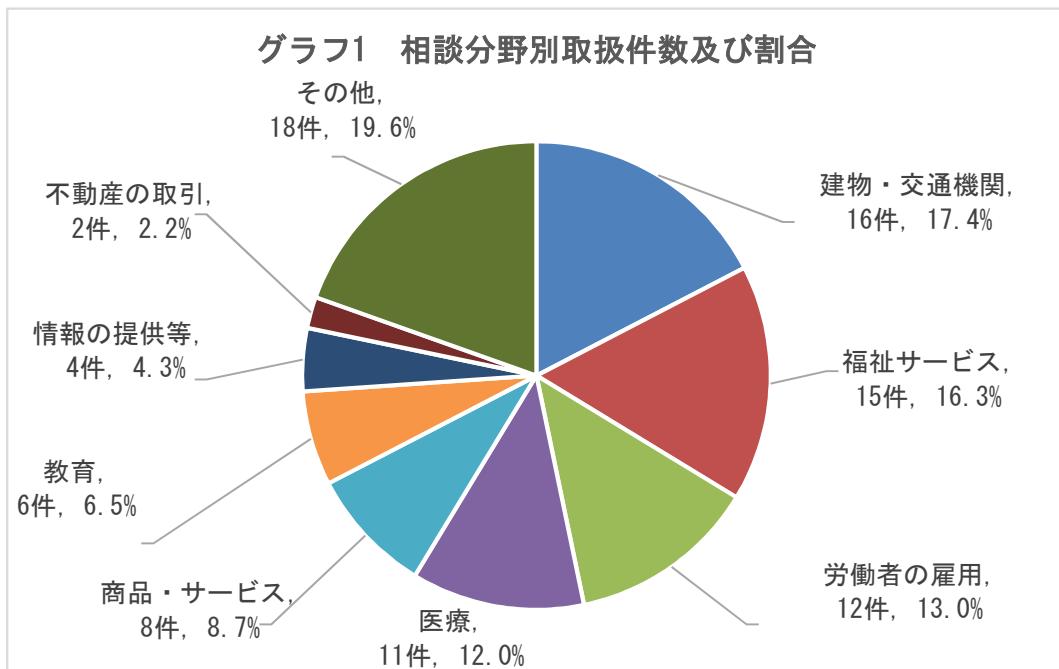
### 条例の相談窓口での受付状況

平成30年4月から平成31年3月31日までに条例の相談窓口に寄せられた相談は、665件であった。

相談665件のうち、差別に関する相談に該当するものは92件で、全体の14%であった。この92件について、以下のとおり分析を行った。



### 1 相談分野別取扱件数



(注) 複数の分野にまたがる相談については、主な相談分野でカウントした。

#### 〔概況〕

条例第2条第2項各号に規定している差別の分野別に整理したところ、「建物・交通機関」が16件（17.4%）と最も多く、次いで「福祉サービス」が15件（16.3%）、「労働者の雇用」が12件（13.0%）となっている。

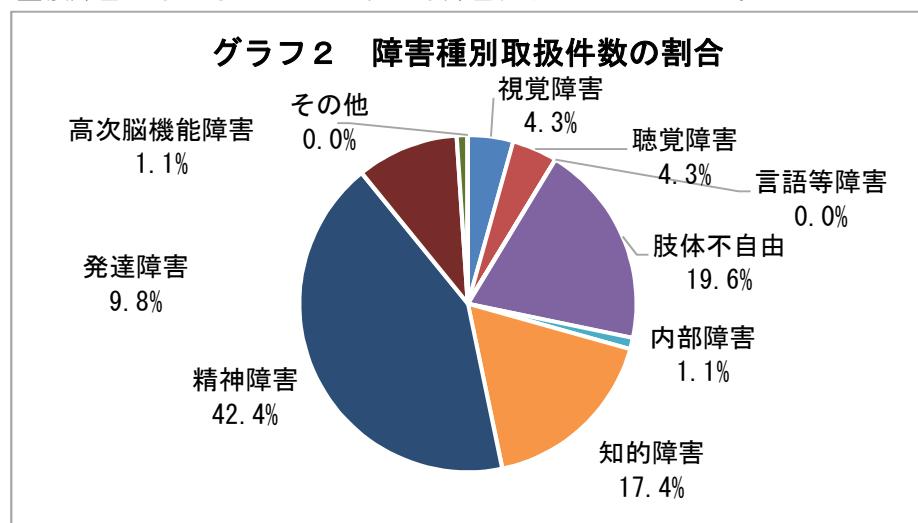
なお、「その他」18件（19.6%）には、友人などから差別的な言動を受けたといった相談や、虐待が疑われる相談が含まれている。

## 2 千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数

障害種別	障害者数	割合	相談件数	割合
視覚障害	10,988	3.4%	4	4.3%
聴覚障害	12,828	4.0%	4	4.3%
言語等障害	2,469	0.8%	0	0%
肢体不自由	90,723	28.3%	18	19.6%
内部障害	61,247	19.1%	1	1.1%
(身体障害合計)	(178,255)	(55.6%)	27	(29.3%)
知的障害	42,618	13.3%	16	17.4%
精神障害	99,507	31.1%	39	42.4%
発達障害	—		9	9.8%
高次脳機能障害	—		1	1.1%
その他			0	0%
合計	320,380	100%	92	100%

- ※
- ・障害者数は、身体障害及び知的障害については手帳保持者数、精神障害については在院患者数と障害者自立支援医療の受給者数の合計。時点は、平成31年3月末（ただし、在院患者数は平成30年6月末）。
  - ・発達障害及び高次脳機能障害のある人の数については、手帳制度のように行政において把握する方法がないため、計上していない。

（注）・重複障害のある方については、主な障害種別でカウントした。



### 〔概況〕

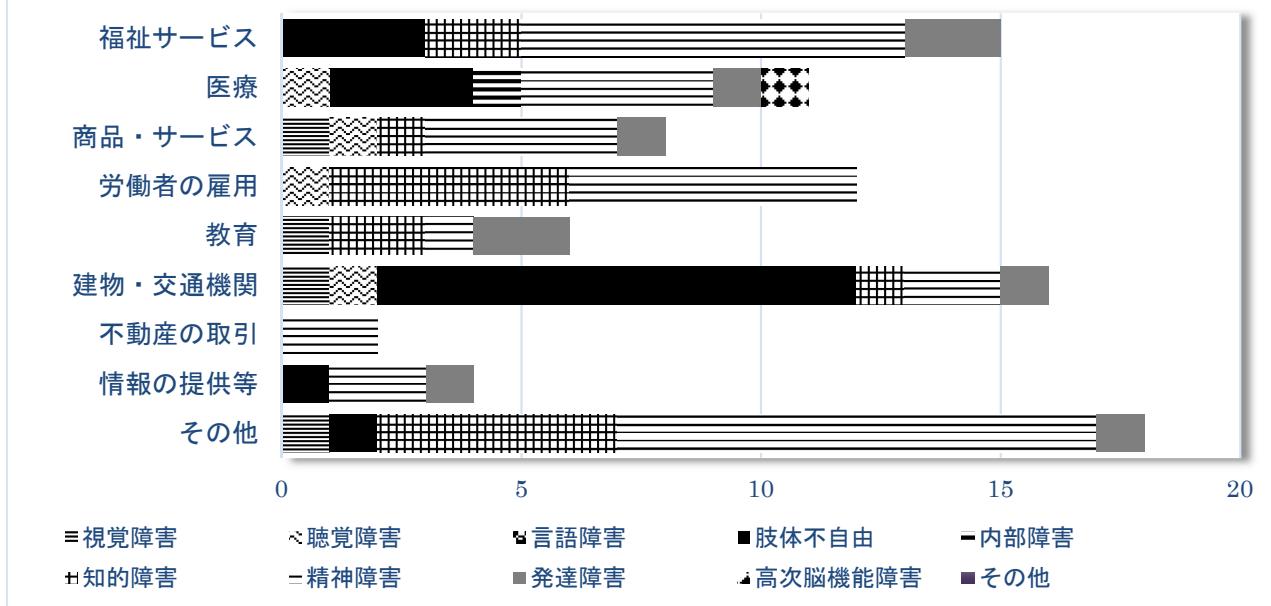
障害種別ごとに分類すると、「精神障害」が39件（42.4%）と最も多く、次いで身体障害の「肢体不自由」が18件（19.6%）、「知的障害」が16件（17.4%）となっている。

### 3 相談分野と障害種別との関係

相談分野別と障害種別ごとに相談件数を分類すると下表のようになる。

	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	(身体小計)	知的	精神	発達	高次脳	その他	計
福祉				3		(3)	2	8	2			15
医療		1		3	1	(5)		4	1	1		11
商・サ	1	1				(2)	1	4	1			8
雇用		1				(1)	5	6				12
教育	1					(1)	2	1	2			6
建・交	1	1		10		(12)	1	2	1			16
不動産						(0)		2				2
情報				1		(1)		2	1			4
その他	1			1		(2)	5	10	1			18
計	4	4	0	18	1	(27)	16	39	9	1	0	92

グラフ3 相談分野別と障害種類との関係



#### [概況]

##### (1) 相談分野からみた相談状況

最も相談の多い「建物・交通機関」は肢体不自由のある人など身体障害のある人からの相談が12件であった。次いで相談の多い「福祉サービス」は、精神障害のある人からの相談が8件、肢体不自由のある人3件となっている。

##### (2) 障害種別からみた相談状況

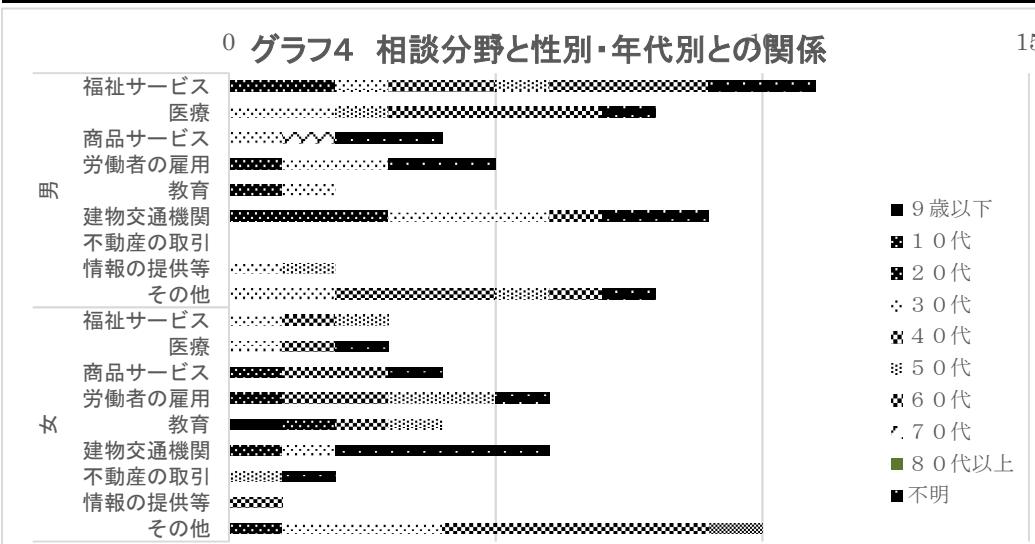
「精神障害のある人」からの相談39件については、全ての分野において相談があった。「身体障害のある人」からの相談27件のうち、最も多いのは「建物交通機関」が12件、次いで医療5件となっていた。

#### 4 相談分野と性別・年代別との関係

		福祉サービス	医療	商品サービス	労働者の雇用	教育	建物交通機関	不動産の取引	情報の提供等	その他	計
男	9歳以下										0
	10代	1				1					2
	20代	1			1		3				5
	30代	1	2	1	2	1	3		1	2	13
	40代	2								3	5
	50代	1	1						1	1	4
	60代	3	4				1			1	9
	70代			1							1
	80代以上										0
	不明	2	1	2	2		2			1	10
男計		11	8	4	5	2	9	0	2	8	49
女	9歳以下					1					1
	10代					1	1				2
	20代			1	1					1	3
	30代	1	1				1			3	6
	40代	1	1	2	2	1			1	5	13
	50代	1			2	1		1			5
	60代										0
	70代									1	1
	80代以上										0
	不明		1	1	1		4	1			8
女計		3	3	4	6	4	6	2	1	10	39
性・年齢不明		1			1		1		1		4
合計		15	11	8	12	6	16	2	4	18	92

0 グラフ4 相談分野と性別・年代別との関係

15



## [概況]

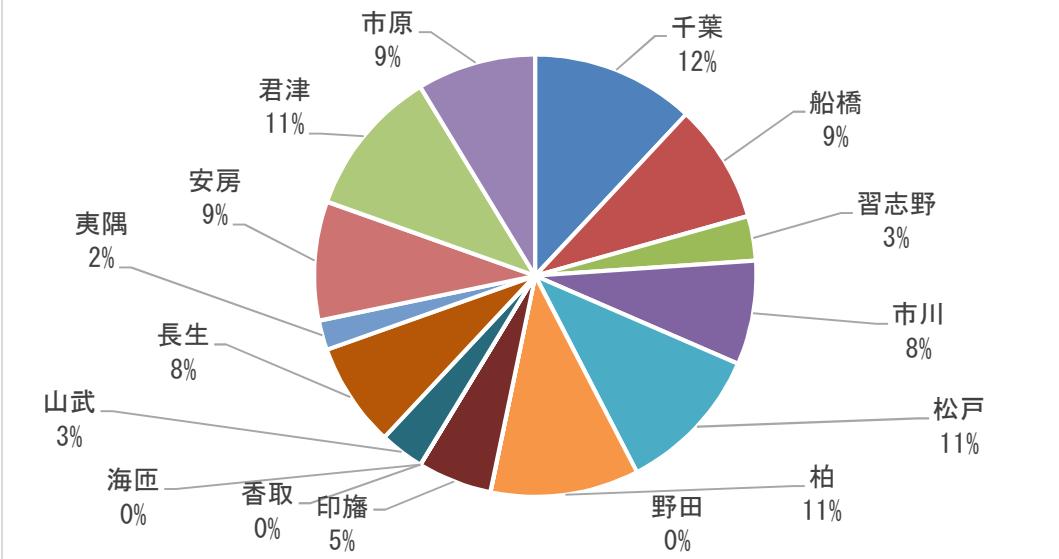
性別で分類すると、「男性」が49件(53.3%)、「女性」が39件(42.4%)、「不明」が4件(4.3%)であった。

性別から相談状況をみると、男性は、「福祉サービス」の相談が11件(22.4%)が最も多く、次いで「建物交通機関」の相談が9件(18.4%)となっている。女性は「その他」の相談が10件(25.6%)、次いで「労働者の雇用」、「建物交通機関」の相談が各6件(15.4%)となっている。

## 5 障害保健福祉圏域別取扱件数

千葉	11	松戸	10	香取	0	夷隅	2
船橋	8	柏	10	海匝	0	安房	8
習志野	3	野田	0	山武	3	君津	10
市川	7	印旛	5	長生	7	市原	8
(注) 事案の対応をした圏域でカウントした。						総合計	92

グラフ5 障害保健福祉圏域別取扱い件数の割合



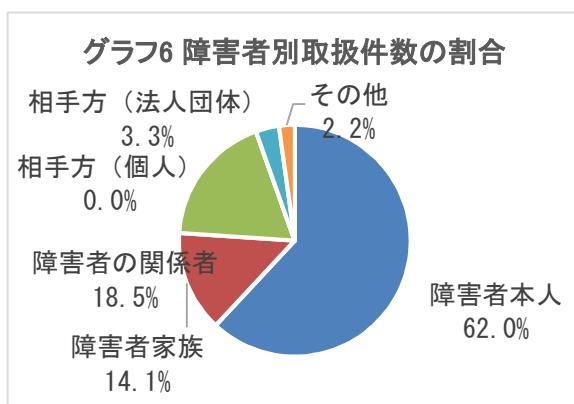
(注) 割合については、四捨五入して表記したため100%にならないことがある。

## [概況]

障害保健福祉圏域別に整理すると、千葉11件、松戸・柏・君津各10件と複数の相談が入る圏域と、野田・香取・海匝各0件と相談が入らない圏域があった。

## 6 相談者別取扱件数

相談者	件数(割合)
障害者本人	57(62.0%)
障害者の家族	13(14.1%)
障害者の関係者	17(18%)
相手方(個人)	0(0%)
相手方(法人団体)	3(3.3%)
その他	2(2.1%)
総合計	92



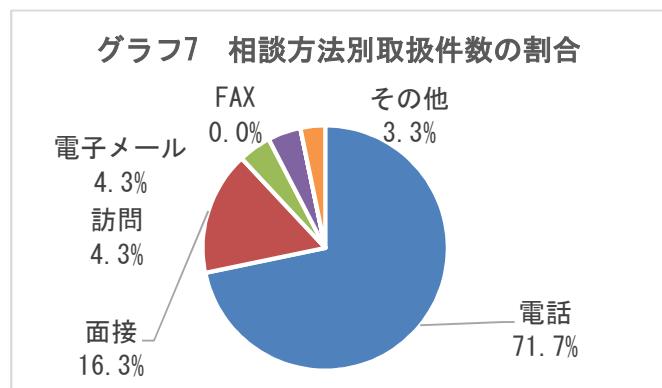
(注) 割合については、四捨五入して表記したため100%にならないことがある。

### [概況]

相談者別に整理すると、障害者本人からの相談が57件(62.0%)と最も多く、次いで障害者の関係者からの相談が17件(18.5%)、障害者の家族からの相談が13件(14.1%)となっている。

## 7 相談方法別取扱件数

相談方法	件数
電話	66
面接	15
訪問	4
電子メール	4
FAX	0
その他	3
総合計	92



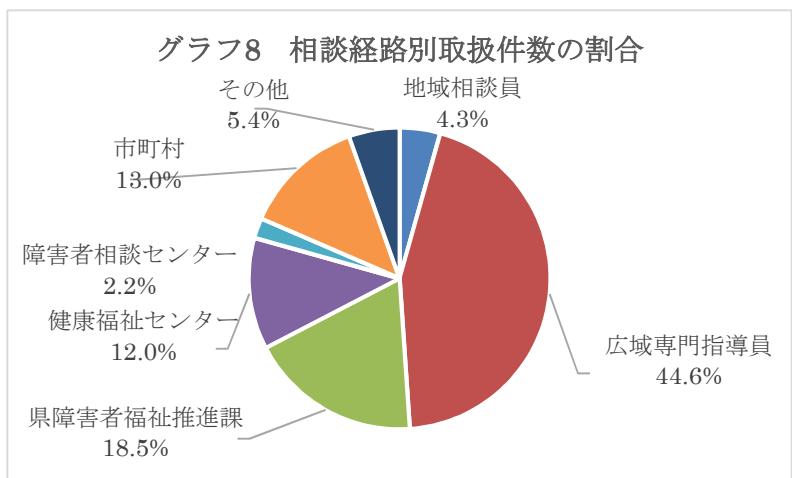
(注) 割合については、四捨五入して表記したため100%にならないことがある。

### [概況]

相談方法別に整理すると、電話による相談が66件(71.7%)と最も多く、次いで、来所による面接相談が15件(16.3%)となっている。

## 8 相談経路別取扱件数

相談経路	件数
地域相談員	4
広域専門指導員	41
県障害者福祉推進課	17
健康福祉センター	11
障害者相談センター	2
市町村	12
その他	5
総合計	92

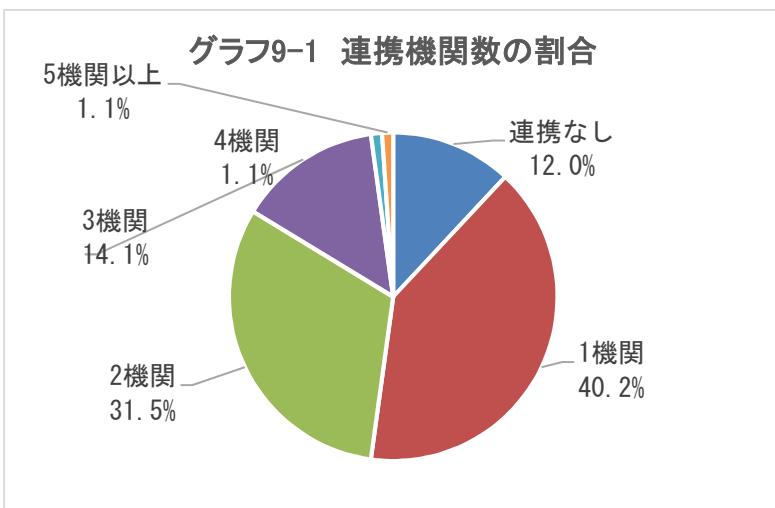


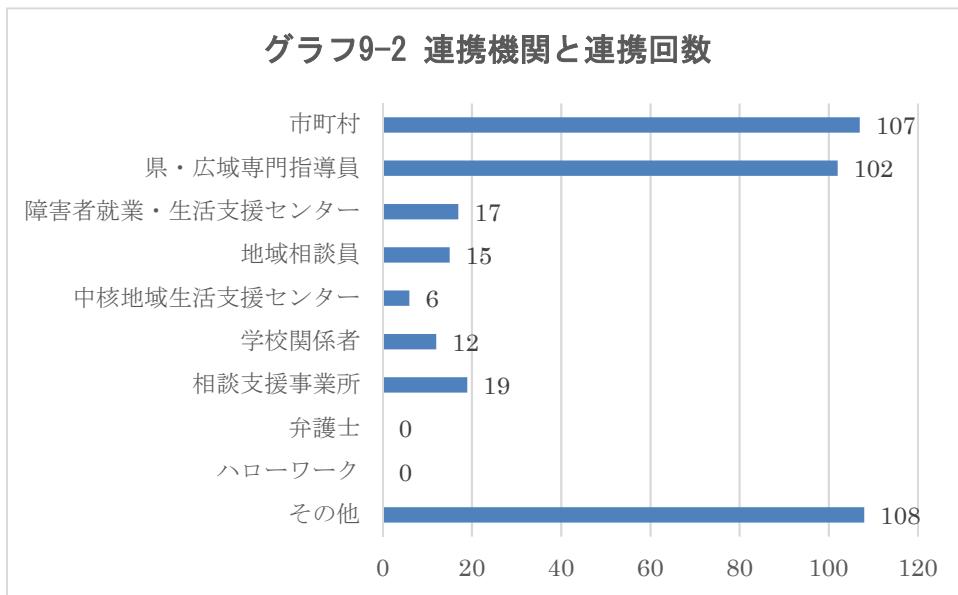
### 〔概況〕

相談経路別に整理すると、広域専門指導員が最初に相談を受けたケースが41件（44.6%）と最も多く、次いで県障害者福祉推進課が17件（18.5%）、市町村が12件（13.0%）の順となっている。

## 9 地域相談員や他機関との連携状況

他機関との連携の有無（件数）		1 事案に対する連携機関の数（機関数）	
連携なし	11	1 機関	37
連携あり	81	2 機関	29
		3 機関	13
		4 機関	1
		5 機関以上	1
合計	92		
		81	





### 〔概況〕

平成 30 年度に相談のあった 92 件のうち、広域専門指導員が相談活動を進めていく中で、連携を図った機関について整理した。なお、継続中の事案については、平成 30 年度末現在の段階で連携のあった機関等を抽出している。

広域専門指導員が地域相談員や他機関と連携したものは、81 件（88.0%）で、そのうち最も多のが 1 機関との連携が 37 件（40.2%）、次いで 2 機関との連携が 29 件（31.5%）、3 機関が 13 件（14.1%）、4 機関、5 機関以上が各 1 件（1.1%）となっている。

これは、条例相談の問題の解決に当たっては、単に差別をしたとされる相手方との調整だけでなく、相談者を取り巻く関係機関の調整も必要とされることや、複数の関係機関が連携を図らなければならないことを表している。

連携している機関等とその連携回数については、グラフ 9-2 のとおりその他 108 件を除くと、市町村が延べ 107 回と最も多く、次いで県・広域専門指導員が延べ 102 回、相談支援事業所 19 件、障害者就業・生活支援センター 17 件、地域相談員 15 件、学校関係者 12 件となっている。

地域相談員の場合、10 ページの相談経路別取扱件数をみてもわかるとおり、地域相談員に直接相談が寄せられる件数は少ないが、相談の問題解決にあたっては、広域専門指導員は地域相談員の個々の専門性を考慮した上で協力を依頼し、両者が協働して活動を行っている。

その他の延べ 108 回は、民間事業者、障害者関係団体、広域専門指導員が所属するセンター内の専門職種など多岐にわたっている。

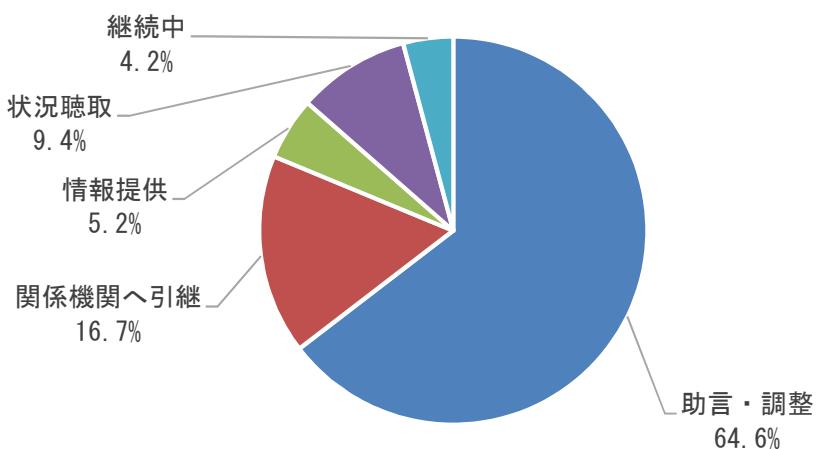
他機関との連携がなく終結した件については、相談者から特に調整活動の希望はなく、傾聴により終結した事案や情報提供のみで終わった事案であった。

## 10 相談態様別活動状況

相談態様	30年度		
	件数	活動回数	平均回数
(1)助言・調整	62	501	8.1
(2)関係機関へ引継	16	80	5.0
(3)情報提供	5	50	10.0
(4)状況聴取	9	26	2.9
終結件数 計	92	650	7.1
継続中	4	49	12.3
合 計 ※	96	706	7.4

※前年度からの引き継ぎ事案も含む

グラフ10 相談様態別活動状況の割合



### [概況]

平成 30 年度においては、年度内に相談のあった 92 件のほか、平成 29 年度から引き継いだ 4 件を含めた計 96 件について、延べ 706 回の相談活動を実施した（ここでいう相談活動とは、電話相談や訪問等による面接相談、関係機関に繋げるための連絡調整、当事者間に入り問題解決を行う調整活動等、広域専門指導員が行う活動を指す。）。

また、この 96 件のうち、92 件（95.8%）は年度内に終結している。

なお、96 件を相談態様別に整理すると、「助言・調整」を行った事案が 62 件（64.6%）、「関係機関」に引き継いだ事案が 16 件（16.7%）、本人に「情報提供」をして終わった事案が 5 件（5.2%）、相談者の意向等により話を聴いたのみの事案（「状況聴取」）が 9 件（9.4%）、「継続中」が 4 件（4.1%）となっている。

### III 相談事例からみた相談活動の状況

第Ⅲ章では、平成30年度にどのような相談が寄せられたか、それに対しどのように活動して解決してきたのかを、県内を3つの圏域に分け地域別の相談事例と県内全域に関する障害のある人のマークに関する相談事例を整理した。

なお、事例は、個人情報の保護の観点から、実際のものを基に再構成している。また、文章中の「本人」とは、事例の障害当事者ことを指している。

#### 1 船橋・習志野・市川・松戸・柏・野田圏域における相談事例

##### (1) 医療

**【事例1】**待合室で大声をあげてしまい受診を拒否された

**【相談者】**発達障害のある人の保護者

**【相談の内容】**

「診療の待ち時間が長く、イライラして落ち着かなくなり、医療機関内での迷惑行為が続き、受診を拒否された。医療機関において、障害特性に応じた配慮をして欲しい」と相談が寄せられた。

**【対応と結果】**

- 1 相談者の悩みを傾聴し、本人がイライラしたり、落ち着かなくなったりした時に、落ち着くことができる環境づくりについて確認を行った。
- 2 医療機関に事実の確認を行い、厚生労働省が作成した「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」～医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」に基づき、合理的配慮について、話し合いをした。
- 3 しかし、同医療機関における本人への対応については、過重な負担に当たると判断したため、本人にその理由を説明し理解を得るよう努め、本人が納得し、他の医療機関を受診することになったため、終結となった。

##### (2) 商品・サービス

**【事例2】**排泄介助のための異性トイレの利用を断られた

**【相談者】**知的障害のある人（男性）の介助を行う女性

**【相談の内容】**

数年来利用していた飲食店において、男性障害者の排泄介助を、女性の介助者が女性用のトイレでしていたところ、「男性用トイレを使って下さい。」と言われた。この発言について、「障害者に対する差別であり、配慮が足りない」と相談が寄せられた。

**【対応と結果】**

- 1 相談者が差別だと感じている事、全ての飲食店に多目的トイレを設置して欲しいという相談者の思いを傾聴した。
- 2 その後、これまでの飲食店における排泄介助の状況を確認し、以前の店長

に対しては、排泄介助の必要性やトイレの利用について相談していたので、飲食店側も対応をしていたが、現在の店長に対しては、相談をしていなかつたことから、異性のトイレ利用について指摘を受けたことが判明した。

- 3 相談者自ら、店長に、障害当事者の状況や排せつ介助の必要性、飲食店側の理解と協力を丁寧にお願いする事を助言した。
- 4 相談者が店長に相談をしたところ、排泄介助の必要性から異性トイレの利用が可能となり、店長から社員教育の徹底を図ると言われた。
- 5 広域専門指導員は、飲食店を訪問し、障害のある人への配慮について、啓発活動を行った。

### (3) 教育

#### 【事例3－1】面接官の態度で辛い思いをした

【相談者】発達障害のある人の保護者

#### 【相談の内容】

障害のある人を対象とした学校の選考面接で、「面接官の態度が、障害のある人に対して配慮が感じられず、本人は気持ちが乱れ、持てる能力を発揮できないまま面接は終了した。定員割れしているのに不合格となるのはいかがか。今後、面接を受ける人が同じような思いをして欲しくない」と相談が寄せられた。

#### 【対応と結果】

- 1 相談者に対し、受験の合否については、条例で対応できること、不合格となって嫌な思いをしたことと、面接で嫌な思いをしたことは分けて考えることについて了承していただいた上で、面接時の配慮が無いと感じた事を確認した。

面接時の配慮が無いと感じたこと

- ・本人の理解力に応じた言葉を使用していない。

例)「入校したら...」という質問について、本人は車好きのため「入庫」と思い込み、面接場面にもかかわらず車の話を始めてしまった。「入校」という言葉を「学校に入ったら」などの言い換えをして欲しかった。

例)服薬管理、通院履歴など本人には難しい言葉を使っていた。

相談者が広域専門指導員を通じて、学校側に伝えて欲しい事

- ・面接の際の難しい表現の言葉の理解ができず、本人がパニックになり、上手く受け答えが出来ず落ち込んでいる事、相談者も心を痛めている事。

- 2 相手方に、相談者からの相談内容を伝え、今後、学校全体で、面接時等の配慮について具体的に検討していくこととなった。

**【事例 3－2】**発達障害のある保護者への対応について、広域専門指導員に助言が求められた

**【相談者】**通園施設管理者

**【相談の内容】**

「保護者から条例について広域専門指導員に聞いて欲しいと言われている。

発達障害のある保護者に対して、施設側はどのような配慮をもって関わつていったら良いか、具体的な助言が欲しい。」と相談が寄せられた。

**【対応と結果】**

- 1 発達障害のある人の特性に対する理解をすすめるための参考として、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を情報提供した。
- 2 当事者と関わりのある広域専門指導員が対応に工夫したこと、配慮した事等を具体的に情報提供した。

#### (4) 建物・交通機関

**【事例 4】**障害を理由にタクシーの利用を拒否された

**【相談者】**知的障害のある人の保護者から相談を受けた市町村差別解消法担当課職員

**【相談の内容】**

「タクシー乗車に際し、知的障害のある人を一人で乗車させようとしたところ、「自閉症の方はパニックで暴れ運転手に危害を与えることがあるため、タクシーの利用は一人では出来ない。」と言われた。本人はパニックを起すことも、他人に危害を与えたこともないことを説明したが、理解が得られなかった。このことは、障害を理由とした差別に該当するのではないか」と、市差別解消法相談窓口に相談が寄せられ、市町村差別解消法担当課職員から広域専門指導員に助言が求められた。

**【対応と結果】**

- 1 市町村差別解消法担当課職員に、相談者が、個別の事案解決のための調整活動を希望しているのか、タクシー会社側に障害のある人への差別を無くし配慮を求めたいのか、話を聞いて欲しいだけなのか、相談者の意向を確認した後、対応を検討することを助言。
- 2 相談者は、生活圏がタクシー会社と同じであるため、個人情報を知られないという思いから、一般的な周知活動を希望された。
- 3 広域専門指導員と市役所職員は、タクシー会社に対し、条例と差別解消法の周知活動を行い、「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」について情報提供し、不当な差別的取扱いにあたると想定される事例や合理的配慮の提供の具体例について説明をした。その結果、同社においては、障害特性や障害のある人への配慮について、社員教育を実施していくこととなった。

## (5) その他

**【事例5】盲聾者に対し不適切な言葉を使う人がいる**

**【相談者】盲聾者のヘルパーとして関わりのある地域相談員**

**【相談の内容】**

相談者が盲聾者のヘルパーとして生活支援をしている中で、複数の近隣住民が本人のことを「目くら」と言っていることを聞いた。家族は「本人が、近隣住民の世話になることが多い、本人には「目くら」と言われていることや、そのことでヘルパーや家族が嫌な思いをしていることを伝えられない。」と言っている。差別的な発言をする住民に対し対応策はないかと、広域専門指導員に相談が寄せられた。

**【対応と結果】**

- 1 「目くら」、「びっこ」、「つんぼ」等の発言を、日常会話の中で、何気なく使う者がいることが明らかになった事例であり、差別的発言への対応について地域相談員とともに検討した。
- 2 条例においては、個人と個人の問題に関わることは難しいが、自治会や事業所、公民館等の公共施設に一般的な周知活動を行うことができるることを地域相談員に伝え、対応について、家族と地域相談員で話し合いを行った。
- 3 広域専門指導員は市町村窓口における取組について確認し、地域住民が利用する場所（自治会、事業所、公民館等）に対して一般的な周知活動を行い、地域相談員を通じて家族へ周知活動の結果を伝えた。

## 2 印旛・香取・海匝・山武・長生圏域における相談事例

### (1) 福祉サービス

**【事例6】相談支援事業所が多忙で福祉サービスを受けにくい。**

**【相談者】発達障害のある人の保護者**

**【相談の内容】**

「過去に2か所の相談支援事業所を利用したがいずれも多忙で対応してもらえず、家族が福祉サービスの利用を調整しており、不便を感じている。数か月後、再度、相談支援事業所を依頼しようとしても担当者が多忙で連絡が取れないので困っている。他に対応してくれるところはないか？本人の暴力については、どこに相談をしたら良いのだろうか。」と広域専門指導員に相談が寄せられた。

**【対応と結果】**

- 1 保護者の話を傾聴（居住地域の相談支援事業所が少ないためそれぞれ多忙であり、相談が出来なくて困っていること、本人の家庭内暴力の相談先が分からぬこと、家族の生活状況等）し、条例の相談として対応していくことと、暴力については、主治医等への相談が適切であることを伝えた。
- 2 相談者は複数の相談機関に相談をしていた。福祉サービス利用を急いで

いる背景には、相談者自身の健康上の問題等もあったが、そのことを関係機関の方に話していなかったため、理解してもらえない状況がみられた。

- 3 相談者は相談支援事業所が地域内のどこにあるかなどの実情がわからずについたので、市町村障害主管課から得た情報をわかりやすく伝えた。
- 4 関係機関（市町村障害主管課、相談支援事業所、利用希望の事業所等）と情報を共有し、問題を分析し、相談者の困りごとが解決できるよう、相談者へ情報提供を行い、最終的には相談支援事業所が決定し、終結となった。

## （2）建物・交通機関

### 【事例7】障害者割引への誤解から回数券の販売を拒否された

【相談者】精神障害のある人

#### 【相談の内容】

「路線バス運転者より、「障害があるから回数券は売れない」と言われたことは差別である。」と、広域相談指導員に相談が寄せられた。

#### 【対応と結果】

- 1 相談者の話を傾聴し、回数券が購入できなかった経緯を確認した。  
販売者の「障害があるからだめ」という言葉について、「回数券は障害者割引では売れない」という意味で発言した可能性があることを含め、交通機関事業者に状況を確認することを相談者へ伝え対応した。
- 2 事実の確認を行ったところ以下のとおりであった。
  - ・相談者は通常料金で回数券を購入し、他のバス会社では半額で利用していたので、半額分の運賃を支払い下車していた。
  - ・路線バス運転者は、障害者割引について、運賃を現金で支払う時にのみ認めていて、半額の回数券で支払うことを認めていない。（回数券自体がすでに割引かれているため、二重の割引になるのを避けるため）
  - ・本人は支払い後すぐに下車するため、回数券を使いきるまで黙認していたが、新たに回数券を購入する際に購入を断った。
- 3 広域専門指導員は、交通機関の障害者割引の考え方や実施方法について、国土交通省、事業者協会、他の事業者等から情報を収集した結果、当該事業者の障害者割引の方法が不適切とまでは言えないことを確認した。また、交通機関の障害者割引の在り方がそれぞれの事業者に任されており、障害者割引で回数券を販売しているところもあれば、通常料金で回数券を販売しその回数券を使って半額の支払いを認めているところもあり、利用する障害者が混乱している状況が明らかとなった。
- 4 相談者に対し、購入を断った経緯について丁寧な説明がされていなかっただため、広域専門指導員から相談者へ事情を説明し、相談者も納得し終結となった。

### 3 千葉・夷隅・安房・君津・市原圏域における相談事例

#### (1) 福祉サービス

**【事例8】**障害者就労支援施設において障害者への配慮が足りない

**【相談者】**知的障害のある人及び家族

**【相談の内容】**

「障害者就労支援施設において、職員が上から目線で話すので怖い、命令口調が怖い、怒鳴られることがある等、差別を受けている。」と、広域専門指導員に相談が寄せられた。

**【対応と結果】**

- 1 相談者の話を傾聴し、差別を受けていると思うことについて、確認をする。
  - ・職員が厳しい言葉を使うので、「お手柔らかにお願いします。」と伝えたら「あなたにだけ厳しくしていない。いい加減にしろ。」と怒鳴られた。
  - ・職員は、休みがちな同僚の分の仕事を相談者に依頼する。
- 2 事実の確認を行ったところ、以下のとおりであった。
  - ・職員は、障害のある人もない人も同じように接しており、怒鳴ることなく、差別をしているつもりはない。
  - ・注意のために大きな声を出したが、怒鳴ったのではない。
- 3 広域専門指導員は、施設責任者に対し、知的障害のある人の障害特性を伝え、早口で言われると、内容がわからず怒られていると感じたこともあること、仕事内容が途中で変わるとパニックを起してしまうことなど、知的障害のある人への配慮について具体的に助言した。
- 4 同施設については、施設長からの依頼を受け、広域専門指導員は、施設従事者に対して、障害種別の障害特性や配慮等について、研修会を実施した。

#### (2) 教育

**【事例9】**障害を理由に、他の子どもと同じ幼稚園教育を受ける事ができない

**【相談者】**重複障害のある子の保護者

**【相談の内容】**

「障害を理由に登園バスの乗車が出来ない、他の子どもより保育時間が短い、他の子どもと同じ遊びをさせてもらえないことは、差別ではないか。園側は一方的に考えを押し付けている」と、広域専門指導員に相談が寄せられた。

**【対応と結果】**

- 1 相談者が差別であると感じている内容について確認する。
  - ・他の子どもと同じように園で過ごすことができない。
  - ・園と併用して療育施設への通所をすすめられる。
- 2 事実の確認を行ったところ、本児の成長・発達を踏まえ、安全面を考慮し、バスの乗車を断り、園での過ごす様子（言葉によるコミュニケーションが取れない、食事や水分をほとんど摂らない等。）から補助職員がいる時間帯の

みの保育時間とした。園としては、障害のある児を受け入れる上で、幼稚園教育だけでなく、療育機関とも連携をしながら本児の成長を見守りたいと考えている。

3 双方の主張は変わらず、話し合いで解決をすることは出来なかった。

### (3) 建物・交通機関

**【事例10】車椅子を使用していることでバスの乗車を拒否された**

**【相談者】**肢体不自由のある人

**【相談の内容】**

「障害を理由にバスの乗車を拒否されることが度々ある。乗車拒否を無くして欲しい」と広域専門指導員に相談が寄せられた。

**【対応と結果】**

- 1 相談者より、バスの乗車拒否を受けた際の状況、停留所、バス会社等について具体的な情報を確認。
- 2 広域専門指導員は、バス会社へ乗車拒否があったことについて、情報提供を行った。また、バス会社へ当日のバスのドライブレコーダーの分析や運転手からの聞き取りを依頼し、乗車拒否に至った経緯等を確認した。
- 3 バス会社としては、差別解消法施行後、障害のある人への対応を徹底してきた認識であったが、本事例を振り返り、再度、社員教育により周知徹底を図ることとなった。
- 4 複数のバス会社において、同様の相談事例があったことから、バス協会への情報提供及び周知啓発活動を行った。

## 4 障害のある人のマークに関する相談事例

### (1) ヘルプカード・ヘルプマーク

【事例 11】ヘルプカードを知らない人が多い

【相談者】内部障害・精神障害のある人

【相談内容】

- ① 駅員にヘルプカードを見せて、何も配慮をしてくれなかった。
- ② 内部障害の場合、周囲に配慮を伝えにくい。  
例) ヘルプカードに「大きな声が苦手です。分かり易い言葉で言ってください。」と記載し、店員に示したが、店員は首をかしげ、対応をしなかった。
- ③ 店舗でヘルプカードを示したが、理解が得られず嫌な思いをした。



援助や配慮を必要としている方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードです。

【対応と結果】

- 1 いずれの事例においても、該当事業所へ周知活動を行った。
- 2 本県においては、令和元年度にストラップ型ヘルプマークを作成し、普及・啓発を図っているところである。
- 3 他のマークについてもホームページ等で周知している。



【オストメイトマーク】  
人工肛門・人口膀胱を  
造設している人のため  
の設備があることを表  
すマーク



【ハート・プラスマーク】  
内臓等の身体内部に  
障害のある人を表す  
マーク



【耳マーク】  
聞こえが不自由なことを  
表すマーク



【補助犬マーク】  
身体障害者補助犬同伴の  
啓発マーク

## 5 相談活動のまとめ

### (1) 相談内容の傾向

- ア. 全体の相談件数は減少傾向
- イ. 精神障害のある人からの相談割合が高い
- ウ. 平成28年4月、差別解消法施行後は、「その他」の相談割合が減少し、「建物・交通機関」、「福祉サービス」、「教育分野」の相談割合が増加傾向にある

### (2) 市町村との連携

条例の相談窓口への「差別に関する相談」92件の内、他の関係機関と連携をした事例は81件であった。その内、2機関以上連携した事例が44件(54.3%)であった。事例の背景には、複雑な要因が絡んでいることが多く、適切に対応するためには、障害のある人をとりまく様々な関係者と共に検討をする必要があったことが考えられる。

差別解消法施行後、平成31年4月1日現在、県内42市町村において地域協議会が設置されたところである。広域専門指導員は、これまでの条例に基づく相談活動の経験を活かし、市町村で対応困難な事案について求めに応じて助言等を実施するなど、引き続き、市町村の相談窓口と一緒にになって、一つ一つ丁寧な対応を継続していく必要がある。

### (3) 周知活動の重要性

条例と差別解消法を通じて、障害のある人に対する様々な差別の解消を進め、誰もが暮らしやすい千葉県づくりを進めているところである。

広域専門指導員に相談が寄せられた後に、相手方に事情の確認をすると、既に、それぞれの立場で「どのような合理的な配慮が提供できるか?」、「不当な差別的取扱とは何か?」と議論していることが見受けられた。一方で、当事者間の関係がこじれ、「差別をされて辛い。」、「謝罪を求める。」等、当事者間の対話が困難となっている場面も見受けられた。こうした背景には、障害に対する理解やコミュニケーションが不足していることが一因でもあった。

障害のある人への差別をなくすためには、障害について理解し、障害のある人と対話し、お互いに考え、具体的に行動することが大切である。

広域専門指導員は、地域の関係者や支援者とともに、障害のある人の理解を広げ、差別をなくす取組を継続し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて取り組む必要がある。

## IV その他の活動状況

### 1 広域専門指導員等連絡調整会議の開催

広域専門指導員は、さまざまな障害特性を有する人から、福祉関係にとどまらず、雇用や教育、医療など多岐にわたる相談を受けており、常に関連分野の新しい情報の把握と相談支援のための知識・技術を深める必要がある。このことから、事務担当者も含めて、相談に関わる職員を対象として、広域専門指導員等連絡調整会議を開催した（原則毎月第3火曜日午前10時から午後4時）。開催状況は表1のとおり。

表1 広域専門指導員等連絡調整会議開催状況

日 程 会 場	内 容	出席者
4月17日(火) 千葉県庁 南庁舎別館5階 会議室	・自己紹介 ・事務連絡 ・グループ研修	広域専門指導員 16人 事務担当職員 14人
5月22日(火) 千葉県教育会館 2階 201会議室	・事務連絡 ・研修会「障害者条例について」 講師：障害のある人の相談に関する調整委員会 委員長 高梨 憲司 氏 ・グループ研修	広域専門指導員 15人 事務担当職員 7人 他県相談員 1人
6月15日(金) (午前) JR千葉駅周辺 (午後) 千葉県庁 南庁舎9階 会議室	・JR千葉駅周辺にて啓発活動 ・事務連絡 ・グループ研修	広域専門指導員 15人 事務担当職員 2人
7月17日(火) 地域開催	・JR柏駅東口ダブルデッキ（グループ1） ・施設見学（グループ2・3） ・グループ研修	広域専門指導員 16人 事務担当職員 4人
9月18日(火) 千葉県庁 南庁舎4階 会議室	・事務連絡 ・グループ研修 ・研修会「LGBTへの真摯な対応」 講師：すこたんソーシャルサービス 主宰 伊藤 悟 氏 三宅 大二郎 氏	広域専門指導員 16人 事務担当職員 5人 他県相談員 1人

日 程 会 場	内 容	出席者
10月17日(火) 千葉県庁 南庁舎2階 第1会議室	・事務連絡 ・グループ研修 ・上半期活動報告	広域専門指導員 16人 事務担当職員 1人
11月20日(火) 千葉県庁 南庁舎4階 会議室	・事務連絡 ・グループ研修	広域専門指導員 15人 事務担当職員 3人
12月18日(火) 千葉県庁 南庁舎4階 会議室	・事務連絡 ・研修会「障害者虐待について」 講師　障害福祉事業課　虐待防止対策班 大谷主事 ・グループ研修	広域専門指導員 16人 事務担当職員 3人
1月16日(火) 千葉県庁 南庁舎4階 会議室	・事務連絡 ・グループ研修 ・研修会「発達障害の理解と対応」 講師　千葉県精神保健福祉センター 臨床検査課・精神課　石川　真紀　氏	広域専門指導員 16人 事務担当職員 3人 他県相談員 1人
2月19日(火) 2月20日(水) 地域開催	・周知活動（グループ1　2/19に実施） ・施設見学（グループ2　2/20に実施） ・施設見学（グループ3　2/19に実施） ・グループ研修	広域専門指導員 16人 事務担当職員 9人
3月19日(火) 千葉県教育会館 3階 302会議室	・事務連絡 ・活動報告 ・グループ研修	広域専門指導員 16人 事務担当職員 4人

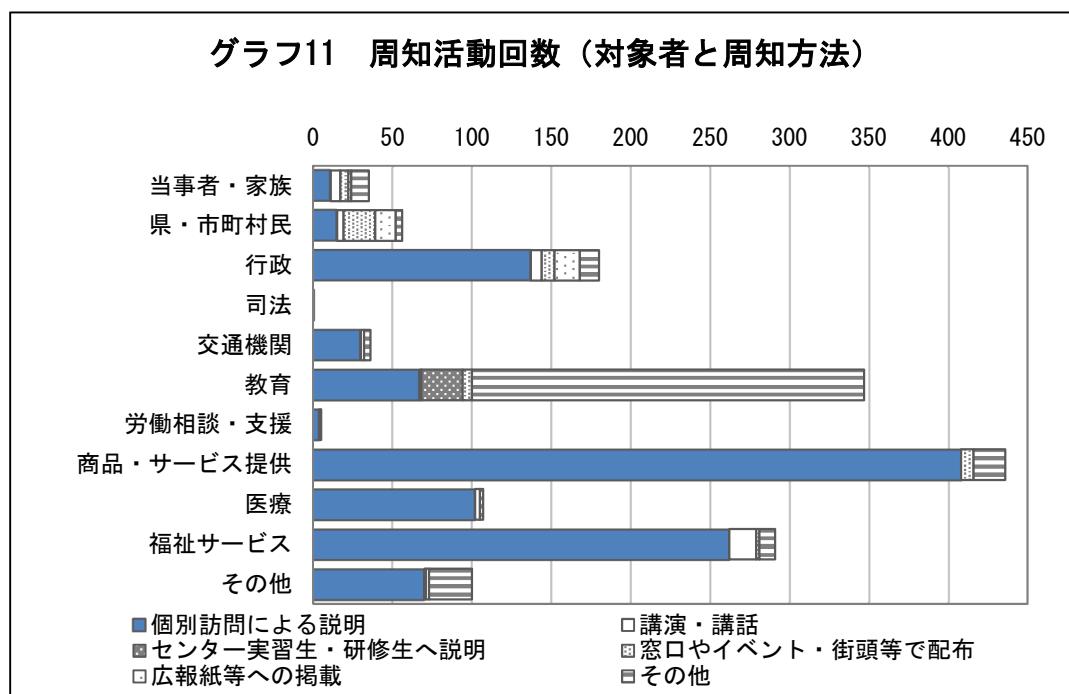
\*出席者数に県障害福祉課職員は含まない。

## 2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくりのための周知活動

広域専門指導員は、差別をなくすための取組として、条例の周知活動を行っている。

県障害者福祉推進課で作成したリーフレット等を広報媒体として、福祉事業所等への個別訪問等を中心に平成30年度は1,594回の活動を実施した。対象者と周知方法は、グラフ11のとおり。

この活動は、条例を周知するだけではなく、広域専門指導員の名前と顔を知ってもらい、気軽に相談を持ちかけてもらえるような関係を作ることを目指した活動としても位置付けている。



障害者施設等に出向き、障害のある人やその家族、職員に対して条例の周知を図るほか、医療機関や公共交通機関の職員、スーパーマーケットの店員など障害のある人が地域生活の場で接することが多い人たちに対し、機会をとらえて条例の説明や周知を行っている。

また、広く県民に周知を図るため、広報紙への掲載や公民館等に出向くなど、障害への理解を促す活動を継続している。

その他、県民の日（6月15日）に、広域専門指導員16名と県障害者福祉推進課職員がJR千葉駅周辺において広報用チラシ入りポケットティッシュを配布する啓発活動を実施し、広く県民に周知を図った。

・周知用のチラシ、パンフレット、周知活動の様子



## V 今後の課題

### 1 障害のある人が、その人らしく、地域で暮らすことのできる社会の実現

障害のある人への差別をなくすためには、障害について理解し、障害のある人と対話し、お互いに考え、県民一人ひとりの取組が重要である。

条例制定後13年が経過し相談件数が減少している中、障害を理由とした公共交通機関の乗車拒否の事例など不当な差別的取扱いと思われる事例や事業所などへ合理的配慮を求めたが、対応をしてもらえなかったという相談が寄せられている。一方で、事業所などから障害のある人への配慮をどのようにすれば良いのか助言が求められる事例など、合理的配慮のあり方に関する様々な相談が広域専門指導員に寄せられている。

そのため広域専門指導員は、これまで培ったネットワークに加えて、地域協議会等を活用し、より一層関係機関と連携を深め、地域で一体となって個別事案の解決や社会的障壁の解消に努め、地域の様々な関係者の理解と行動を促していくことが重要である。

### 2 東京2020パラリンピック競技大会を契機とした

#### 障害のある人の理解促進

県では、令和元年7月30日「第9回千葉県障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を開催し、推進会議構成団体等によるオリンピック・パラリンピックの開催を契機とした障害のある人への優しい取組を発信した他、「共に楽しむ！パラスポーツの『輪』プロジェクト」など、各種施策の展開により、障害のある人の理解と合理的配慮によるバリアの解消に努めているところである。

東京2020パラリンピック競技大会を通じて、様々な関係者が障害のある人への理解を広げ、社会全体で合理的配慮がされるよう取組が必要である。そのため、広域専門指導員は、今後も機会をとらえて、障害のある人が日常生活の中で利用することが多い事業所等に出向き、条例や差別解消法について説明し、理解や配慮を求め、相談窓口を周知する他、既に各地域でなされている様々な合理的配慮を蓄積、波及することにより、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて取組を進める必要がある。

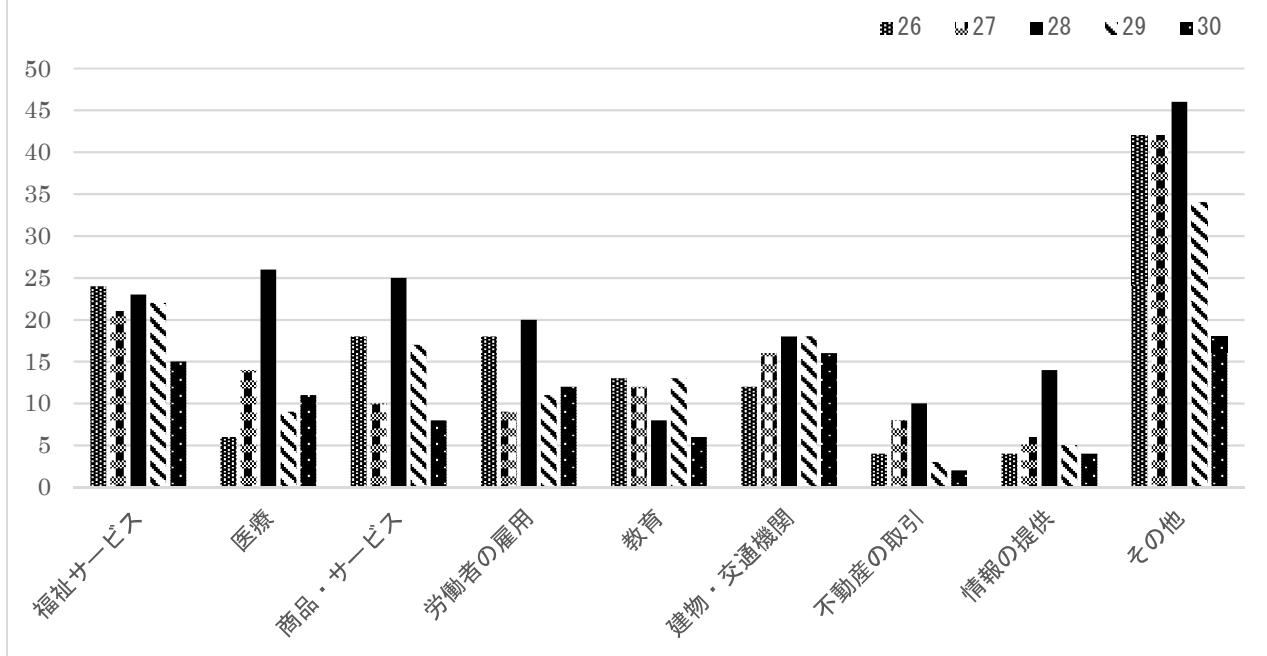
## VI 年度別相談受付状況

### 1 相談分野別取扱件数

年度 分野	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
福祉サービス	67	67	43	41	42	32	25	24	21	23	22	15	422
医療	29	14	9	24	21	14	6	6	14	26	9	11	183
商品・サービス	24	24	26	24	24	12	14	18	10	25	17	8	226
労働者の雇用	43	34	38	27	24	27	21	18	9	20	11	12	284
教育	13	20	15	16	9	12	14	13	12	8	13	6	151
建物・交通機関	37	39	24	22	11	9	17	12	16	18	18	16	239
不動産の取引	8	8	7	11	1	4	4	4	8	10	3	2	70
情報の提供等	14	7	3	9	4	3	0	4	6	14	5	4	73
その他	60	50	68	57	60	80	54	42	42	46	34	18	611
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	132	92	2259

(注) 19年度については、7月からの実績となる。

グラフ12-1 相談分野別相談状況

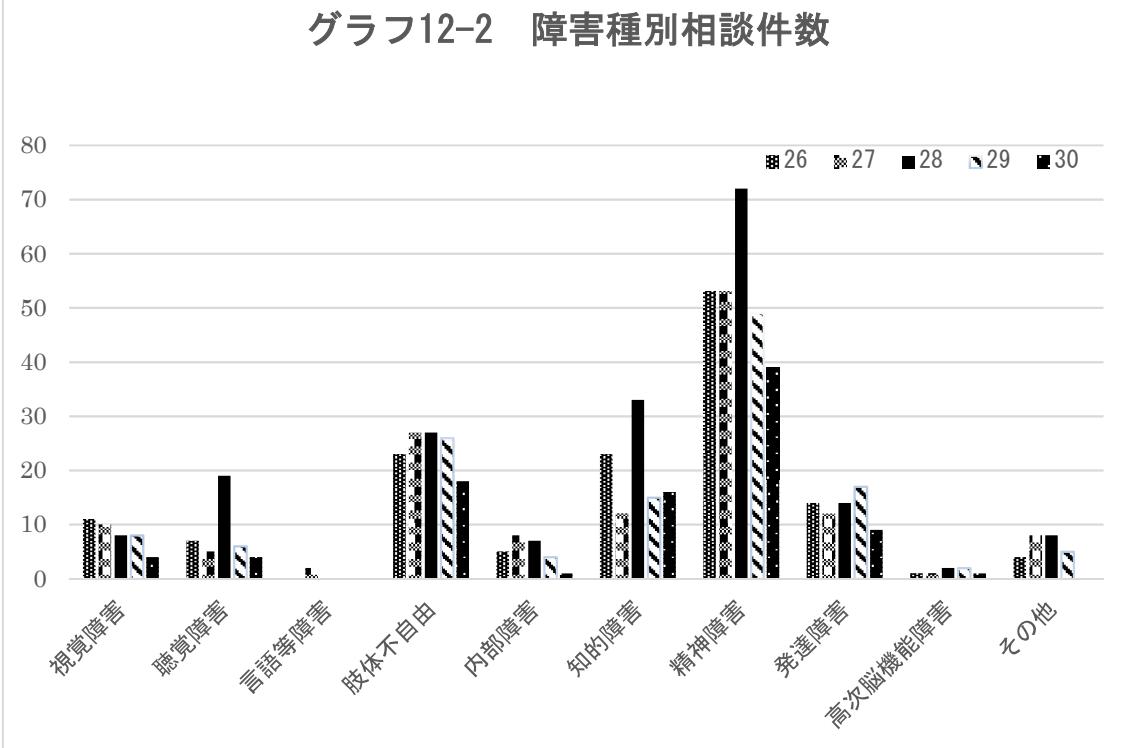


## 2 障害種別取扱件数

障害種別\年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
視覚障害	36	31	16	15	12	4	11	11	10	8	8	4	166
聴覚障害	10	20	7	14	4	10	3	7	5	19	6	4	109
言語障害等	6	3	1	0	2	0	1	0	2	0	0	0	15
肢体不自由	68	62	60	44	35	27	38	23	27	27	26	18	455
内部障害	10	5	4	6	11	8	10	5	8	7	4	1	79
知的障害	40	47	36	41	22	40	22	23	12	33	15	16	347
精神障害	88	66	76	90	82	77	52	53	53	72	49	39	797
発達障害	20	16	18	11	17	13	14	14	12	14	17	9	175
高次脳機能障害	1	2	6	2	1	4	1	1	1	2	2	1	24
その他	16	11	9	8	10	10	3	4	8	8	5	0	92
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	132	92	2259

(注) 19年度については、7月からの実績となる。

グラフ12-2 障害種別相談件数

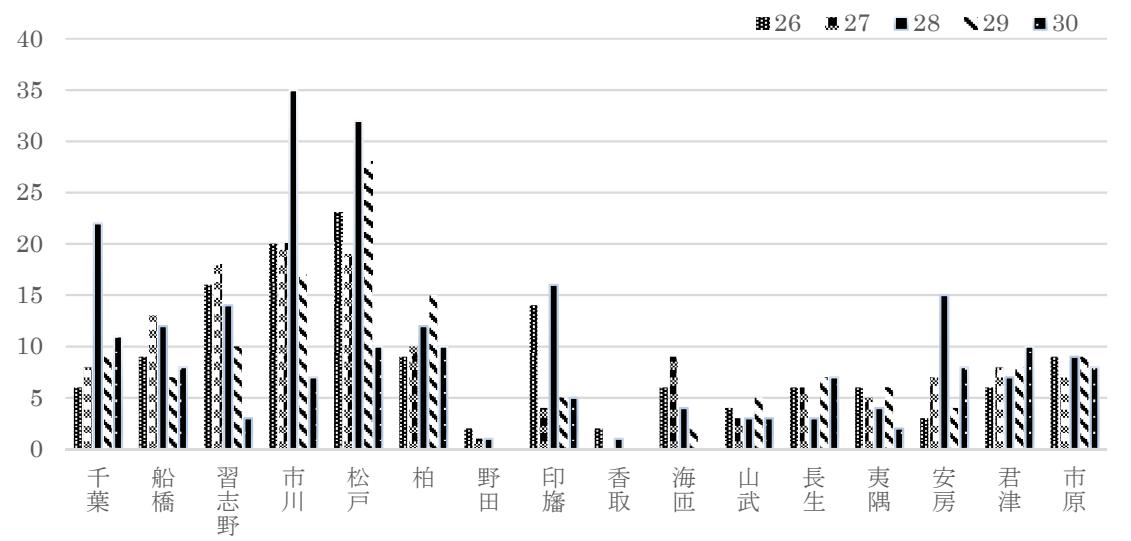


### 3 障害保健福祉圏域別取扱件数

年度 圏域	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
千葉	64	37	17	26	14	19	19	6	8	22	9	11	252
船橋	44	19	28	19	20	13	8	9	13	12	7	8	200
習志野	19	23	19	13	16	11	6	16	18	14	10	3	168
市川	15	24	17	22	17	17	19	20	20	35	17	7	230
松戸	15	19	14	16	15	15	19	23	19	32	28	10	225
柏	16	8	21	20	9	9	15	9	10	12	15	10	154
野田	21	21	13	8	5	5	3	2	1	1	0	0	80
印旛	18	13	9	19	16	13	16	14	4	16	5	5	148
香取	10	5	12	7	5	4	1	2	0	1	0	0	47
海匝	7	7	5	3	3	6	9	6	9	4	2	0	61
山武	5	8	3	10	9	15	6	4	3	3	5	3	74
長生	9	11	14	15	17	15	4	6	6	3	7	7	114
夷隅	12	14	19	9	6	6	2	6	5	4	6	2	91
安房	7	28	19	16	17	20	6	3	7	15	4	8	150
君津	14	12	11	8	8	5	4	6	8	7	8	10	101
市原	18	12	8	12	17	20	18	9	7	9	9	8	147
県外・不明	1	2	4	8	2	0	0	0	0	0	0	0	17
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	132	92	2259

(注) 19年度については、7月からの実績となる。

グラフ12-3障害保健福祉圏域別相談件数



# 障害のある人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

平成十八年十月二十日条例第五十二号

改正 平成十九年十二月二十一日条例第七十八号

改正 平成二十四年三月二十三日条例第二十二号

改正 平成二十八年三月二十五日条例第三十号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条一第七条）

### 第二章 差別の事案の解決

#### 第一節 差別の禁止（第八条一第十二条）

#### 第二節 地域相談員等（第十二条一第十九条）

#### 第三節 解決のための手続（第二十条一第二十八条）

### 第三章 推進会議（第二十九条・第三十条）

### 第四章 理解を広げるための施策（第三十一条・第三十二条）

### 第五章 雜則（第三十三条一第三十六条）

### 附則

障害のある人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的

障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。

一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対する行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。

□ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

□ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。

三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

□ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。

ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。

五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う

## 次に掲げる行為

イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

□ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。

六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

□ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

□ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

一部改正〔平成一九年条例七八号・二四年二二号〕

## （基本理念）

第三条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

（県と市町村との連携）

第五条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第七条 知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止

全部改正〔平成二四年条例二二号〕

（差別の禁止）

第八条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。

第九条から第十一条まで 削除

削除〔平成二四年条例二二号〕

第二節 地域相談員等

第十二条及び第十三条 削除

削除〔平成二四年条例二二号〕

（相談業務の委託）

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を

聽かなければならぬ。ただし、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員である者に委託を行う場合は、この限りでない。

一部改正〔平成二四年条例二二号〕

（業務遂行の原則）

第十五条 前条第一項に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

一部改正〔平成二四年条例二二号〕

（広域専門指導員）

第十六条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

- 一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。
  - 二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。
  - 三 第二十二条第二項に規定する調査に関すること。
- 2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。

（指導及び助言）

第十七条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

（協力）

第十八条 地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（職務遂行の原則）

第十九条 広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。

2 広域専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三節 解決のための手続

（相談）

第二十条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整
- 二 関係行政機関の紹介
- 三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあっせん
- 四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告
- 五 虐待に該当すると思われる事実の通報
- 六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援  
(助言及びあっせんの申立て)

第二十一条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

- 一 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分の取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。
- 二 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

一部改正〔平成二八年条例三〇号〕

(事実の調査)

第二十二条 知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 知事は、前条第一項又は第二項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。

3 関係行政機関の長は、第一項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。

4 関係行政機関の長は、第一項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。

#### （助言及びあっせん）

第二十三条 知事は、第二十一条第一項又は第二項に規定する申立てがあつたときは、調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。

- 2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。
- 4 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。

#### （勧告等）

第二十四条 調整委員会は、前条第一項に規定する助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

- 2 知事は、前項の求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。
- 3 知事は、正当な理由なく第二十二条第一項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。
- 4 知事は、関係行政機関に対し第二項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、当該行政機関の長が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。

#### （意見の聴取）

第二十五条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

#### （訴訟の援助）

第二十六条 知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調

停、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条第一項の和解及び労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による労働審判手続を含む。以下同じ。）が第二十三条第一項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、調整委員会が適當と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

（貸付金の返還等）

第二十七条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

（秘密の保持）

第二十八条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第三章 推進会議

（設置）

第二十九条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

（分野別会議）

第三十条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議（以下「分野別会議」という。）を置くものとする。

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

- 一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関すること。
- 二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関すること。
- 三 前号に規定する取組の実施の状況に関すること。
- 四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関すること。

3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人

に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

#### 第四章 理解を広げるための施策 (表彰)

第三十一条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

- 2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。
- 4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

#### (情報の提供等)

第三十二条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

#### 第五章 雜則

##### (条例の運用上の配慮)

第三十三条 この条例の運用に当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

##### (関係行政機関の措置)

第三十四条 関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共の安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### (委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### (罰則)

第三十六条 第十九条第二項又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、同年一月一日から施行する。  
(検討)
- 2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決のための手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(千葉県行政組織条例の一部改正)
- 3 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第十四条第二項、第十六条第二項及び第三十一条第二項の規定による意見を具申し、同条例第二十三条第一項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。
-----------------------	--

別表第三中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	委員長 副委員長 委員	一 障害のある人 二 県議会議員 三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者	二十人以内	二年
-----------------------	-------------------	--	-------	----

（準備行為）

- 4 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十八号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条まで及び第十五条第一項の改正規定は平成二十四年四月一日から、目次の改正規定、第二条第三項を削る改正規定並びに第二章第一節の節名及び第九条から第十二条までの改正規定は同年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第三十号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
平成二十五年法律第六十五号

目次

- 第一章 総則（第一条一第五条）
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条一第十三条）
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条一第二十条）
- 第五章 雜則（第二十一条一第二十四条）
- 第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
- 附則

第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。  
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他的心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

□ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（本の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。口において同じ。）

□ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整

備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
  - 二 行政機関等が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
  - 三 事業者が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
  - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害

者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるとときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った

障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雜則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

## 障害者の雇用の促進等に関する法律（抜粋）

昭和三十五年七月二十五日法律第百二十三号

### 第二章の二 障害者に対する差別の禁止等

（障害者に対する差別の禁止）

第三十四条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えるなければならない。

第三十五条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（障害者に対する差別の禁止に関する指針）

第三十六条 厚生労働大臣は、前二条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「差別の禁止に関する指針」という。）を定めるものとする。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつてゐる事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてゐる事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針）

第三十六条の五 厚生労働大臣は、前三条の規定に基づき事業主が講すべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。）を定めるものとする。

（助言、指導及び勧告）

第三十六条の六 厚生労働大臣は、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の二から第三十六条の四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主

に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。  
(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

※障害者雇用率（法定雇用率）

一般の民間企業…2.0%、特殊法人等…2.3%

国・地方公共団体…2.3%、都道府県等の教育委員会…2.2%

※障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、法定雇用率の算定基礎に、新たに精神障害者が追加された（平成30年4月1日施行）。

発行日 令和元年11月8日  
発行元  
千葉県健康福祉部障害者福祉推進課  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号  
TEL 043-223-2935  
FAX 043-221-3977  
E-mail syousui@pref.chiba.lg.jp